

原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令参照条文

目次

○原子力規制委員会設置法（平成二十四年六月二十七日法律第四十七号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
○原子力規制委員会設置法の施行期日を定める政令（平成二十四年九月十四日政令第二百二十八号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

○原子力規制委員会設置法（平成二十四年六月二十七日法律第四十七号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する

一（略）

二・三（略）

四 四 附則第十七条、第二十一条から第二十六条まで、第三十七条、第三十九条、第四十一条から第四十八条まで、第五十条、第五十五条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第七十一条及び第七十八条の規定 施行日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日

五（略）

○原子力規制委員会設置法の施行期日を定める政令（平成二十四年九月十四日政令第二百二十八号）

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。
原子力規制委員会設置法の施行期日は、平成二十四年九月十九日とする。